



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 高齢者、障害者等がより安全かつ快適に生活関連施設を利用できるようにするための目標となる基準の一部を改正する告示（障害福祉課）…………… 1
- 村営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（空港課）…………… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（空港課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了・7件（中部土木事務所）…………… 5

正 誤

- 平成29年3月31日付け公報号外第4号中訂正…………… 7

告 示

沖縄県告示第578号

平成18年沖縄県告示第305号（高齢者、障害者等がより安全かつ快適に生活関連施設を利用できるようにするための目標となる基準）の一部を次のように改正し、平成29年12月22日から施行する。

平成29年12月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1の表中10の項を12の項とし、9の項を11の項とし、同表8の項中「15の項」を「17の項」に改め、同項を同表10の項とし、同表7の項を同表9の項とし、同表6の項の次に次の2項を加える。

<p>7 駐車場（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、車いす使用者が利用することができるものとして、(1)に定める構造の駐車施設を1以上設け、又は(2)の措置を講ずること。</p> <p>(1) 1以上設ける駐車施設の構造</p> <p>ア 奥行きは、800センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、水平とすること。</p> <p>ウ 当該駐車施設又はその付近に、車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 講ずる措置の内容</p> <p>車いす使用者が車両の後方から乗降が可能な車寄せ等を、建築物の出入口の付近に設けるとともに、その付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。</p>
<p>8 駐車場（共同住宅等におけるものに限る。）</p>	<p>多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、車いす使用者が利用することができるものとして、(1)に定める構造の駐車施設を1以上設け、かつ、(2)アに定める構造の駐車施設を1以上設け、又は(2)イの措置を講ずること。</p> <p>(1) 1以上設ける駐車施設の構造</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は水平とすること。</p> <p>ウ 当該駐車施設又はその付近に、車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 1以上設ける駐車施設の構造又は講ずる措置の内容</p> <p>ア 1以上設ける駐車施設の構造</p> <p>(7) 奥行きは、800センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 車両への乗降の用に供する部分の表面は、水平とすること。</p>

- | | |
|--|---|
| | (ウ) 当該駐車施設又はその付近に、車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
イ 講ずる措置の内容
車いす使用者が車両の後方から乗降が可能な車寄せ等を、建築物の出入口の付近に設けるとともに、その付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。 |
|--|---|

沖縄県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、多良間村長から申請のあった多良間村マガリ原地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地計画について、平成29年12月14日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成29年12月25日から平成30年1月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 多良間村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成29年12月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 空港用化学消防車（10,000リットル級）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 営業年数が平成29年4月1日現在において3年以上であること。
 - (3) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が100万円以上であること。
 - (4) 従業員の数が5人以上であること。
 - (5) 空港用化学消防車の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
 - (6) 購入物品に関し、迅速な点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、定期点検以外の緊急を要する修理等のアフターサービスを速やかに提供できる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

- カ 空港用化学消防車の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県土木建築部空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2400
- (3) 申請書等の受付期間 平成30年1月9日(火曜日)から同月15日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年3月31日(土曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する空港用化学消防車(10,000リットル級)に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成29年12月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 空港用化学消防車(10,000リットル級) 2台
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成31年8月31日(土曜日)
- (4) 納入の場所 下地島空港

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 平成29年12月22日付け沖縄県公報定期第4604号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成30年1月9日(火曜日)から同月15日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 沖縄県土木建築部空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2400
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成30年1月9日(火曜日)から同月15日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成30年1月31日(水曜日)午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁11階土木建築部第2入札室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。
- 8 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成30年1月9日(火曜日)から同月15日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 10 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県土木建築部空港課管理班
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 平成30年1月26日(金曜日)
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県土木建築部空港課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

A Chemical Fire Engine For Airports (10,000-Liter Class) 2car

(2) TIME LIMIT OF DELIVERY

31 August, 2019

(3) DATE FOR BIDS

10:00 a.m. January 31, 2018

(4) CONTACT POINT FOR THE NOTICE

Airport Division, Department of Civil Engineering and Construction, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan
Telephone 098-866-2400

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年12月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年7月28日 沖縄県指令土第547号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地771番の一部及び771番13
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里汀良町3丁目74番地 米須朝健
- 5 検査済証番号 平成29年12月8日 第4433号
- 6 工事完了年月日 平成29年11月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年12月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年12月16日 沖縄県指令土第930号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字武富212番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田539番地1大勝産業アパート408号室 大城勝功、
豊見城市字上田539番地1大勝産業アパート408号室 大城利枝
- 5 検査済証番号 平成29年12月11日 第4434号
- 6 工事完了年月日 平成29年11月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年9月20日 沖縄県指令中土第1064号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字津花波鏡見謝463番12及び464番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字森川249番地コーポ東201号 友寄慎也
- 5 検査済証番号 平成29年10月2日 C第337号
- 6 工事完了年月日 平成29年9月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年11月11日 沖縄県指令中土第1114号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋上原562番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市上原一丁目20番5号 桃原翔一
- 5 検査済証番号 平成29年10月4日 C第338号
- 6 工事完了年月日 平成29年9月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年9月20日 沖縄県指令中土第1063号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字津花波鏡見謝463番9及び464番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市宜野湾二丁目14番3号センチュリーハウスA-402号 運天慎悟
- 5 検査済証番号 平成29年10月18日 C第339号
- 6 工事完了年月日 平成29年9月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年3月28日 沖縄県指令中土第1195号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地幸地58番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字幸地747番地の4コーポフィール幸101号 與那嶺善幸
- 5 検査済証番号 平成29年11月6日 C第340号
- 6 工事完了年月日 平成29年10月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年3月24日 沖縄県指令中土第1047号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字前原徳森原371番2ほか7筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
- 5 検査済証番号 平成29年11月7日 C第341号
- 6 工事完了年月日 平成29年10月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年12月15日 沖縄県指令中土第1134号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間浜原856番20
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原760番地HQDMH a p p y P r i m e 403号 渡慶次壘
- 5 検査済証番号 平成29年11月15日 C第342号
- 6 工事完了年月日 平成29年10月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年12月22日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年12月27日 沖縄県指令中土第1147号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字呉屋西門141番5及び141番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市字経塚487番地6 ファミール・K101 島尻基
- 5 検査済証番号 平成29年11月14日 C第343号
- 6 工事完了年月日 平成29年10月6日

正 誤

平成29年3月31日付け公報号外第4号掲載の「沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（沖縄県規則第16号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
28	上から13	第4条から第6条までを削る。	第1条中「第65条」を「第62条」に改める。 第4条から第6条までを削る。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--